



熊本県公報

第 1 3 3 8 7 号
令和 6 年(2024 年)
11 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○種畜証明書の書換交付	(畜産課)	1
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課)	2
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(〃)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○熊本県身体障害者福祉法施行細則第 3 条の規定に基づく身体 障害者診断書意見書様式改正	(障がい者支援課)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	8
○道路の供用開始	(〃)	8
○道路の区域変更	(〃)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(障がい者支援課)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院)の所在地変更	(〃)	9

公 告

○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不 明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	9
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不 明者に係る当該通知の掲示	(〃)	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	12
○令和 6 年度(2024 年度)砂利採取業務主任者試験の合格 者	(エネルギー政策課)	12
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
○令和 7 年度(2025 年度)熊本県入札参加者資格審査申請 要領(県外建設業者)	(監理課)	16
○令和 7 年度(2025 年度)熊本県入札参加者資格審査申請 要領(測量・建設コンサルタント等)	(〃)	20
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	(有明海自動車航送船組合)	23
○令和 6 年度(2024 年度)熊本県明るい選挙推進協議会第 2 回会議の開催	(明るい選挙推進協議会)	35

告 示

熊本県告示第 9 8 9 号

家畜改良増殖法(昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号)第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)11 月 2 9 日

熊本県知事 木 村 敬

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11414161462	種畜の名前の変更	姫久百合	鬼灯 3 2
11368962092	種畜の名前の変更	姫久平	奈奈姫

熊本県告示第990号
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和6年11月29日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。
別表第1 肥後銀行本店の項中「りそな銀行熊本支店」を削る。
附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県告示第991号
昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。
令和6年11月29日

熊本県知事 木 村 敬

表1 りそな銀行熊本支店の項を削る。
表2 りそな銀行の項を削る。

熊本県告示第992号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字野添 2960番2地先から 同所 2960番地先まで	26.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月29日

熊本県告示第993号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町大字葉木字平野 4677番1地先から 八代市坂本町大字坂本字鶴池 4235番2地先まで	510.0	応急復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月30日

熊本県告示第994号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町大字中谷字田ノ上 4 1 番 1 地先から 同所 3 0 3 番 1 地先まで	330.0	応急復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)11月30日

熊本県告示第995号

熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第3条の規定に基づき、身体障害者診断書・意見書の様式を次のように定め、令和7年1月1日から施行する。
なお、令和3年8月6日熊本県告示第700号(熊本県身体障害者福祉法施行細則第3条の規定に基づく身体障害者診断書意見書様式改正)は、廃止する。

令和6年11月29日

熊本県知事 木 村 敬

総括表

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

氏 名	年 月 日生	男 ・ 女		
住 所				
① 障害名(部位を明記)				
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他()		
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所		
④ 参考となる臨床経過・身体所見・検査所見(エックス線写真・CT・MRI等を含む)				
障害固定日 年 月 日				
⑤ 総合所見(脳血管疾患の場合は、部位及び大きさ・発生前後の身体状況の相違について記載)				
[将来再認定] ☐ 軽快・改善による再認定を要する 再認定の時期 年 月 ☐ 再認定は不要				
人工関節置換術又は人工骨頭置換術日(年 月 日)				
⑥ その他参考となる合併症状(認知症等、障害に影響する傷病)				
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 病院又は診療所の名称 所 在 地 〒 電 話 番 号				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕				
障害の程度は、 級相当に (身体障害者福祉法別表に掲げる障害に) 該当する。				
※早見表による根拠	障 害 部 位	等 級	項 目	指 数
	合 計			
注意 1 障害名欄には現在起こっている障害、例えば上肢機能障害(右手関節強直、右肩関節機能全廃 等)を記入し、原因となった疾病・外傷名欄には、関節リウマチ等原因となった疾患名を記入してください。 2 四肢の欠損については、具体的欠損部位を明記すること。 3 治療又は手術後の症状が固定した状態で記入してください。 4 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。				

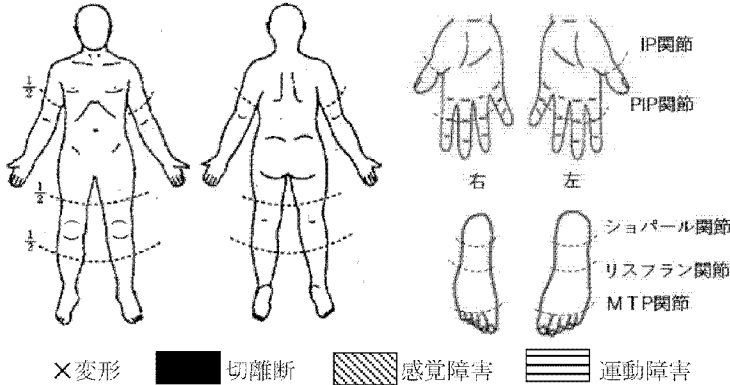
肢体不自由の状況及び所見

- 1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)
- (1) 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚・評価不能
- (2) 運動障害(下記図示)：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・筋強剛・不随意運動・振戦・運動失調
拘縮・腱反射(亢進・減弱・消失)・病的反射・その他()
- (3) 排尿・排便機能障害：なし・あり
- (4) 形態異常：なし・あり

【参考図示】

2 計 測

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握 力kg	



計測法

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
下肢長：上前腸骨棘→(脛骨)内果
大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
上腕周径、前腕周径及び下腿周径：最大周径

上腕切断	健側上腕長	cm
	患側断端長	cm
大腿切断	健側大腿長	cm
	患側断端長	cm
下腿切断	健側下腿長	cm
	患側断端長	cm

計測法

上腕切断：腋窩レベル～上腕断端までの距離
大腿切断：股レベル～大腿断端までの距離
下腿切断：内側膝関節裂隙～下腿断端までの距離

- 3 歩行能力(補助具等何も使用せず) 正常に可能・ 歩行可能・ 不能
- 4 起立位(補助具等何も使用せず) 正常に可能・ 分間以上困難・ 不能
- 5 動作・活動 自立○ 半介助又は[]内使用△ 全介助又は不能×

利き手 (右 ・ 左) ※ []内の補助具等を使用時はそれを○で囲む。

新聞紙をつまむ	右	左	寝返りする	
コップで水を飲む	右	左	いすに腰かける	
箸で食事をする[バネ箸、矯正型白助箸]	右	左	洋式便器に座る	
スプーンで食事をする[太柄、ホルダー付き]	右	左	排泄の後始末をする	
字を書く	右	左	ズボンをはいて脱ぐ	
ブラシで歯をみがく[太柄、ホルダー付き]	右	左	靴下をはく	
両手で顔を洗いタオルでふく			立つ[手すり、壁、つえ、義肢、装具]	
両手でタオルを絞る			家の中の移動 [壁、つえ、義肢、装具、歩行器、車椅子]	
両手でひもを結ぶ			屋外を移動する(家の周辺程度) [つえ、義肢、装具、歩行器、車椅子]	
両手でタオルを用いて背中を洗う			二階まで階段を上って下りる [手すり、つえ、義肢、装具]	
両手でかぶりシャツを着て脱ぐ			公共交通機関の利用 [手すり、杖、義肢、装具、歩行器、車椅子]	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されるので、[]の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になる。

6 関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)(この表は必要な部分を記入)

※ 筋力については、徒手筋力テストにより表()内に0～5の数値を記入すること。

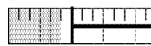
【検査日 年 月 日】

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
↓	↓	↓	↓	↓
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180		
()前屈		後屈() 頸 ()左屈		右屈()
()前屈		後屈() 体 幹 ()左屈		右屈()
右 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左	
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()外転		内転() 肩 ()内転		外転()
()外旋		内旋() ()内旋		外旋()
()屈曲		伸展() 肘 ()伸展		屈曲()
()回外		回内() 前 腕 ()回内		回外()
()掌屈		背屈() 手 ()背屈		掌屈()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() 中 手 指 節 (PIP) ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() 近 位 指 節 (PIP) ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
右 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左	
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()
()外転		内転() 股 ()内転		外転()
()外旋		内旋() ()内旋		外旋()
()屈曲		伸展() 膝 ()伸展		屈曲()
()底屈		背屈() 足 ()背屈		底屈()

7 備考 筋力と動作・活動状況に乖離がある場合は、その理由を必ず記入すること。

- 注：1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を線で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
4 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
5 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
6 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(2) 伸展  屈曲(3)

二つ以上の障害が重複する場合の取扱い

1 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	18以上	17～11	10～7	6～4	3～2	1
認定等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級

2 合計指数の算定方法

(1) 合計指数は次の等級別指数表により、各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

障害等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
指 数	18	11	7	4	2	1	0.5

(2) 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位(機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。)から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例) 右上肢のすべての指を欠くもの 3 級 等級別指数 7
手関節の全廃 4 級 " 4
合計指数 11

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの 3 級 等級別指数 7
(例) 左上肢の肩関節の全廃 4 級 等級別指数 4
" 肘関節 " 4 級 " 4
" 手関節 " 4 級 " 4
合計指数 12

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢の肩関節から欠くもの 2 級 等級別指数 11

熊本県告示第996号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字長瀬 1089番地先から	前	20.6 ～ 22.2	3.3	単防災 (緊急自 償)
		同所 1096番地先まで	後	39.3 ～ 40.5	3.3	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）11月29日

熊本県告示第997号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	八代郡氷川町島地字壱四番割 1637番7地先から	31.2	防交安 (交通安 全)
		同所 1638番1地先まで		
		八代郡氷川町鹿島字横枕 452番2地先から	84.4	
		同所 472番5地先まで		
		八代郡氷川町鹿島字横枕 470番4地先から	69.5	
		八代郡氷川町鹿島字西ノ間 628番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月1日

熊本県告示第998号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町岩下字東園 61番3地先から	前	13.6 ～ 25.0	77.7	防交安 (交通安 全)

		上益城郡甲佐町豊内字東園 736番12地先まで	後	13.6 ～ 25.0	77.7	
2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)11月29日						

熊本県告示第999号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年(2024年)11月29日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会みすみ病院 宇城市三角町波多775番地1	令和6年(2024年)12月1日
地域の薬局 玉名郡玉東町木葉755番地7	令和6年(2024年)12月1日
ハッピー薬局 松本店 玉名市松木13番地3	令和6年(2024年)12月1日
宝来調剤薬局 人吉市宝来町80-3	令和6年(2024年)12月1日
くすうら薬局 天草市楠浦町278番1号	令和6年(2024年)12月1日

熊本県告示第1000号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年(2024年)11月29日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
あきよし調剤薬局	医療機関の所在地 変更	上益城郡益城町 惣領1315番 6	上益城郡益城町 惣領1317番 1	令和6年(2024年)9月24日

公 告

熊本県公告第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。
令和6年(2024年)11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 所在の不分明な者の氏名
皇太神宮、穴井 乙安、穴井 三千治、穴井 千鶴夫、穴井 次雄、穴井 常喜、穴井 典子、穴井 政行、石田 久雄、一宮 正憲、大塚 保幸、加賀 茂喜、加賀 茂作、河津 一郎、河津 静夫、河津 昭五、河津 敏喜、河津 俊子、河津 政徳、河津 義一、児玉 充夫、佐藤 實、波多野 六男、築瀬 信語、築瀬 忠助、秋吉 兼男、秋吉 ツルヨ、跡田 久勝、穴井 明美、穴井 勝基、穴井 之一、穴井 貞子、穴井 貞義、穴井 薮、穴井 嶋三郎、穴井 隆雄、穴井 武雄、穴井 ナカ、穴井 ハスヨ、穴井 正博、穴井 美智子、穴井 ヨシノ、穴井 リキヨ、阿南 親夫、石松 守、岩本 静雄、上野 辨吉、宇都宮 秋子、宇都宮 厚、宇都宮 一利、宇都宮 忠、宇都宮 司、宇都宮 利夫、宇都宮 富生、宇都宮 友美、宇都宮 長吉、宇都宮 フサ、宇都宮 正己、宇都宮 安男、梅木 亀鶴、小野松 久雄、加賀 昌人、河津 敦子、河津 自然、河津 トヨ子、河津 直美、河津 延雄、河津 初義、河津 好男、河津 龍介、河津 るみ、清高 昭人、清高 重、清高 ナル、清永 幸男、児玉 静二、児玉 範俊、後藤 千萬太、佐々木 マツエ、佐藤 一男、佐藤 次雄、佐藤

久男、佐藤 亘、鎗水 恒徳、高野 幸代、高野 是幸、高野 鉄平、田原 一重、
時松 彰、時松 武兵、時松 近、時松 続、時松 保雄、長谷部 子甲子、長谷部
諷、長谷部 弘、長谷部 研、長谷部 康雄、長谷部 ユリ子、宮崎 昭子、宮崎 五
郎、宮崎 三千枝、村上 五郎、村田 角次、室原 知子、室原 知彦、室原 博子、
室原 基樹、室原 ヨシ、吉崎 繁人、渡辺 今伊、渡辺 公男、渡辺 孝、穴見 チ
エ、江口 克美、小野 義一、加賀 徳次郎、川島 光宏、河津 邦雄、河津 征四郎、
北里 昭、北里 公明、北里 ヨシ子、長尾 洋幸、安達 久、穴井 政喜、江田 泉、
室原 亥十二、秋吉 佐一、秋吉 孝子、秋吉 千代子、秋吉 富士子、秋吉 雅博、
秋吉 美沙子、秋吉 利子、安心院 昭比古、上野 菊雄、大谷 弼、大塚 政宏、合
原 良之助、児玉 睦雄、高野 利男、室原 七郎、室原 是賢、室原 穰、森下 寛
恵、森下 莫、森下 春子、森下 英明、森下 美良、森下 政明、森下 良子、伊東
又男、北里 義光、河津 平五郎、河津 政吉、河津 小市、河津 勝五郎

- 2 通知の趣旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和6年（2024年）11月8日付け熊本県告示第930号から第932号による。

熊本県公告第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。

令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 所在の不分明な者の氏名
穴井 和市、佐藤 作三、村瀬 フミエ
- 2 通知の趣旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和6年（2024年）11月8日付け熊本県告示第933号による。

熊本県公告第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生協くまもと 水光社本店
水俣市古賀町一丁目1番1号
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
生活協同組合くまもと 理事長 嶋田 誠 水俣市古賀町一丁目1番1号	生活協同組合くまもと 代表理事 理事長 嶋田 誠 水俣市古賀町一丁目1番1号
入 店	有限会社前田生花店 代表取締役 前田 茂樹 水俣市南福寺7番7号
入 店	ココフーズ 代表 橋本 隆介 水俣市旭町一丁目2番15号
入 店	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

- 3 変更の年月日
令和6年（2024年）4月30日
- 4 届出年月日
令和6年（2024年）11月5日

- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域興
局総務振興課
令和6年（2024年）11月29日から令和7年（2025年）3月29日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年（2025年）3月29日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第750号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生協くまもと 水光社本店
水俣市古賀町一丁目1番1号
- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)
駐車場No.1 建物敷地西側 66台
駐車場No.2 建物敷地西側 37台
駐車場No.3 水光社生活館2階部 93台
駐車場No.4 水光社生活館3階部 84台
合計 280台
(変更後)
駐車場No.1 建物敷地西側 65台
駐車場No.2 建物敷地西側 36台
駐車場No.3 水光社生活館2階部 93台
駐車場No.4 水光社生活館3階部 84台
駐車場No.5 建物敷地南側 19台
駐車場No.6 建物敷地西側 8台
合計 305台
② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)
駐輪場No.1 建物西側 6台
駐輪場No.2 建物敷地西側駐車場東側 36台
駐輪場No.3 建物西側 15台
合計 57台
(変更後)
駐輪場No.1 建物敷地西側駐車場東側 44台
駐輪場No.2 建物西側 20台
駐輪場No.3 建物敷地南側駐車場北側 8台
合計 72台
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場出入口 6箇所
(変更後) 駐車場出入口 8箇所
- 3 変更する年月日
令和7年（2025年）7月6日
- 4 届出年月日
令和6年（2024年）11月5日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
令和6年（2024年）11月29日から令和7年（2025年）3月29日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年（2025年）3月29日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない

者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字八津1847番、同1859番及び同1862番19、782.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字下仲間51番地
株式会社新興運送

熊本県公告第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字柳原1426番4の一部
295.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区城南町舞原336番地10
白田 裕己

熊本県公告第753号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により実施した令和6年度（2024年度）砂利採取業務主任者試験の合格者は次のとおりである。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

受験番号
1、2、3、7

熊本県公告第754号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
小林 勝広 （亡）小林 勝太	阿蘇市	上林 道弥	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字端塚2519
上島 美津枝 （亡）上島 重勝	阿蘇市	豊田 秀実	阿蘇市	阿蘇市跡ヶ瀬字中上向101－2
河津 とみえ	阿蘇市	中野 経成	阿蘇市	阿蘇市役犬原字中野1761ほか4筆
本田 義男	阿蘇市	田中 祐一	阿蘇市	阿蘇市乙姫字東無田下386ほか2筆
高木 博功	熊本市	梅井 浩二	阿蘇市	阿蘇市赤水字菅切185－1ほか1筆
野上 至誠	阿蘇市	野上 勝喜	阿蘇市	阿蘇市湯浦字原ノ前1061ほか2筆

山口 剛照	大津町	農事組合法人 阿蘇上役犬原	阿蘇市	阿蘇市竹原字原ノ川121-1
岩永 裕一郎	阿蘇市	農事組合法人 黒流	阿蘇市	阿蘇市内牧字横塘1923
西岡 光俊	阿蘇市	農事組合法人 あそ黒千807	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807-257ほか7筆
大塚 守克	熊本市	作取 久男	菊陽町	阿蘇市波野大字赤仁田字中江474ほか1筆
岩瀬 昭三	阿蘇市	古澤 清行	阿蘇市	阿蘇市波野大字中江字買米2383-1
甲斐 ヒデ子	高森町	農事組合法人 奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字永野原字竹ノ上448
岩下 ニホ子	高森町	株式会社マルクニファーム	高森町	阿蘇郡高森町大字色見字戸狩1066
本田 勝幸	高森町	株式会社マルクニファーム	高森町	阿蘇郡高森町大字色見字戸狩1069-1ほか1筆
佐藤 ミヨ子 (亡) 佐藤 幸人	高森町	株式会社マルクニファーム	高森町	阿蘇郡高森町大字色見字戸狩1056ほか1筆
後藤 郁子	高森町	高倉 清孝	高森町	阿蘇郡高森町大字上色見字東中原1573ほか1筆
成松 功紀	甲佐町	吉本 正剛	熊本市	上益城郡甲佐町大字府領字上川原151-1
本郷 建司	甲佐町	農事組合法人 いとだ	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1087ほか3筆
杉田 萬里	福岡県 筑紫野市	藤川 勤一	山都町	上益城郡山都町芦屋田字本坪490
藤川 博	東京都 西東京市	藤川 勤一	山都町	上益城郡山都町山田字古閑原135-1ほか10筆
山崎 百合恵	山都町	伊藤 保次	山都町	上益城郡山都町津留字東前田58ほか3筆
東野 秀博	東京都 八王子市	本田 幸也	山都町	上益城郡山都町長田字山宮17ほか10筆
東野 秀博	東京都 八王子市	東 和加子	山都町	上益城郡山都町長田字下三ツ枝551
荒木 敏雄	山都町	佐野 悠斗	御船町	上益城郡山都町鶴ヶ田字向古野758-37ほか1筆
藤本 旭(亡) 藤本 裕	山都町	藤本 信男	山都町	上益城郡山都町郷野原字北下原1266-4ほか2筆
藤本 十三男	山都町	藤本 信男	山都町	上益城郡山都町郷野原字南下原1224-1
荒木 啓二	御船町	福島 則義	御船町	上益城郡御船町大字木倉字下鶴4952
荒木 啓二	御船町	荒木 崇	御船町	上益城郡御船町大字木倉字下鶴4974
山本 孝二	御船町	山本 信隆	御船町	上益城郡御船町大字木倉字下

				松ヶ迫2190ほか9筆
須藤 嬬子	御船町	田邊 義明	御船町	上益城郡御船町大字木倉字谷口5860-1ほか1筆
増方 佐久良	兵庫県宝塚市	増田 新一	御船町	上益城郡御船町大字木倉字平4454ほか3筆
大塚 浩平	嘉島町	西岡 敏春	嘉島町	上益城郡御船町大字小坂字壺丁鶴295ほか2筆
木戸内 英幸	御船町	西岡 敏春	嘉島町	上益城郡御船町大字小坂字山形333
渡邊 ゆきえ (亡) 渡邊 勝	御船町	富田 早苗	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字山下20-1ほか1筆
鍋田 平	嘉島町	倉岡 裕	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字下田1133-1ほか1筆
本田 和子	御船町	徳永 廣敏	御船町	上益城郡御船町大字陣字豊ヶ嶋626-1ほか1筆
吉住 明敏	御船町	株式会社 g e o f a r m a n	御船町	上益城郡御船町大字高木字深町1331ほか2筆
江藤 信行	愛知県岡崎市	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字滝川字塘添716-1
安田 永久子	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石安180-1ほか3筆
安田 守助	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石安180-2
村井 久	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字榎町761
麓 一也	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字榎町776
中村 郁也	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石安175ほか1筆
園田 夏美	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字大手木3901
本田 安晴	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字崩口1218-1
中村 徹也	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字河原田458
上坂 徳龍	御船町	株式会社宮本農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字小林285
渡邊 勝臣	山都町	田上 幸一	御船町	上益城郡御船町大字田代字折建7705ほか1筆
横井 栄子	氷川町	岩崎 静雄	氷川町	八代郡氷川町網道字参七番割588
横井 栄子	氷川町	宮崎 悠	氷川町	八代郡氷川町網道字参七番割576-1ほか4筆
永田 礼子	氷川町	宮崎 悠	氷川町	八代郡氷川町網道字五〇番割795
西村 寿記 (亡) 西村 一徳	氷川町	中村 優希	氷川町	八代郡氷川町鹿野字参参番割1227ほか1筆
皐月 昭二	相良村	森山 茂	相良村	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185-145ほか3筆

磯田 将人	熊本市	上田 麻由子	人吉市	球磨郡相良村大字柳瀬字蔵城 2 5 4 4
赤坂 哲郎	相良村	西田 義和	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字七代 4 3 5 - 1 ほか4筆
緒方 学	相良村	有限会社大王 牧場	人吉市	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ 上 8 1 9 - 2 9
有田 緑(亡) 村山 穰	相良村	東 吉次郎	人吉市	球磨郡相良村大字柳瀬字城ヶ 峯 2 - 1 3
山口 徳雄	相良村	木崎 博之	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上廻 4 4 6 3 ほか1筆
馬草 賢志 (亡) 馬草 忠行	人吉市	農蘇 正順	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字榎 木町 2 2 1
東 順一	熊本市	農蘇 正順	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字榎 木町 1 7 1 - 1 ほか5筆
寶代 誠志	山江村	久本 義孝	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字榎 木町 1 7 4 - 1 ほか1筆
蓑田 陽子	山江村	久本 義孝	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字榎 木町 2 1 7
平瀬 幸男 (亡) 平瀬 勇	兵庫県 赤穂郡 上郡町	久本 義孝	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字熊 山鶴 8 0 ほか1筆
岡村 佐代子 (亡) 田口 昭一	錦町	久保山 直巳	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字寺 下 1 7 8 8
黒木 壽也 (亡) 黒木 宇左視	湯前町	石井 崇雄	湯前町	球磨郡湯前町字城久田 3 2 5 6 ほか2筆
熊野 和子 (亡) 吉田 袈雄	山鹿市	稲森 英雄	湯前町	球磨郡湯前町字上大瀬 9 2 3 - 1 ほか4筆
山下 力	湯前町	杉野 久志	水上村	球磨郡湯前町字下植木 5 1 1 - 2
五木 のどか	東京都 板橋区	杉野 久志	水上村	球磨郡湯前町字下植木 5 1 1 - 1 ほか6筆
彦田 浩 (亡) 彦田 ミサヨ	湯前町	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 4 1 0 - 2
神瀬 章彦	湯前町	野田 一久	湯前町	球磨郡湯前町字後村 2 3 2 1 - 2 ほか2筆
山口 昇一	福岡県 福岡市	野田 一久	湯前町	球磨郡湯前町字嶽下 2 4 6 6 - 1
那須 久子	湯前町	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 4 1 0 - 1
宮崎 虎男	福岡県 飯塚市	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 5 1 4 ほか1筆
西 洋史	錦町	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 4 5 4 ほか1筆
福田 由美子 (亡) 東本 龍鎮	湯前町	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 5 8 1
東本 龍信	兵庫県	株式会社常笑	湯前町	球磨郡湯前町字長岡 3 5 1 9

	揖保郡 太子町	ファーム		ほか1筆
吉岡 幸代	多良木 町	農事組合法人 たらぎ大地	多良木 町	球磨郡湯前町字中園4700
椎葉 裕輔	湯前町	前川 敏幸	湯前町	球磨郡湯前町字上京手272 1
柳川 ヤヨイ (亡) 柳川 明廣	湯前町	星原 弘之	湯前町	球磨郡湯前町字水堀255－ 2ほか4筆
江崎 邦弘	湯前町	金子 光喜	湯前町	球磨郡湯前町字嶽下2521
川邊 美智子 (亡) 溝口 國義	湯前町	白川 栄二	湯前町	球磨郡湯前町字下柳田140 5－2
古川 レイ子	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市薄原字志水1041－ 1
吉本 哲郎	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市薄原字志水999－1 ほか4筆
松本 和也	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市薄原字志水1016
吉本 憲二	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市薄原字志水1014ほ か1筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮脇 悠	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字横田220ほか1筆
一般社団法人南阿蘇 村農業みらい公社	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田ノ口2902ほか 8筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり 町	球磨郡相良村大字川辺字上高原57－46ほか 1筆
有限会社西村牧場	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折1252ほか2 筆
有限会社西村牧場	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折1261ほか1 筆
有限会社西村牧場	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折1266
農事組合法人万江の 里	山江村	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町225－2
農蘇 正順	人吉市	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町172

2 認可年月日
令和6年(2024年)11月22日

熊本県公告第755号
令和7年度(2025年度)において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。
令和6年(2024年)11月29日
熊本県知事 木 村 敬

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
次の方法によること。
原則電子申請のみ
※電子申請での御対応が難しい場合については、お問合せ下さい。
※電子申請システムのURLは、12月末に県ホームページに掲載予定です。
- (2) 受付期間及び提出先
- ア 受付期間
令和7年(2025年)1月6日(月)から令和7年(2025年)1月24日(金)まで

- イ 提出先
熊本県土木部監理課建設業班
- 2 申請に係る審査対象期間
令和5年(2023年)10月1日から令和6年(2024年)9月30日までの間に決算日が属する事業年度
- 3 提出書類等
(1) 新規申請の場合(令和6・7年度(2024年度・2025年度)入札参加者資格を有しない者)

	提出書類	様式
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書<県外工事>	様式1
②	競争参加資格希望工種表	様式 2-1
③	営業所一覧	様式 2-2
④	追加項目	様式3
⑤	審査対象期間に係る総合評定値通知書の写し ※申請時までには当該通知書の送付を受けていない者にあつては、申請済の経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目(社会性)、技術職員名簿及び経営状況分析結果通知書の写し。(審査行政庁の受付印があるもの)	
⑥	審査対象期間(令和5年(2023年)10月1日から令和6年(2024年)9月30日)を基準日とする経営事項審査において、社会保険等(健康保険、厚生年金保険又は雇用保険をいう。以下同じ。)のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和6年(2024年)11月30日までに当該保険に加入又は適用除外となった場合は、以下に掲げる書類 社会保険等の加入状況が確認できる書類 健康保険・厚生年金保険 以下の(ア)又は(イ)のいずれかの書類 (ア)保険料納付が確認できる書類(領収書又は納入証明書) ※指名願いの審査基準日(令和6年(2024年)9月30日をいう。以下同じ。)を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和6年(2024年)11月30日までに支払期限が到達している直近の保険料を納付したことを証するもの。 (イ)建設国保等加入証明書(健康保険適用除外の場合) ※日本年金機構から健康保険被保険者適用除外の承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)に加入していることを証するもの。 雇用保険 以下の(ア)及び(イ)の書類 (ア)労働保険概算・確定保険料申告書 (イ)保険料納付が確認できる書類(領収書又は納入証明書) ※加入以降、令和6年(2024年)11月30日までに支払期限が到達している保険料を納付したことを証するもの。	
⑦	委任先がある場合にあつては、年間委任状 ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
⑧	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し	
⑨	委任先がある場合にあつては、受付済の建設業許可申請書又は変更届出の「営業所一覧表」部分の写し(建設業法施行規則(昭和24年建	

	設省令第14号)別記様式第1号別紙2(1)若しくは(2)) (様式第22号の2(第二面))	
⑩	誓約書兼申請者等調書	様式4
⑪	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3の3(法人)、その3の2(個人事業主)) (写し可) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑫	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)別記第28号様式その6) (写し可) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑬	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿	
(2) 令和6・7年度(2024・2025年度)の入札参加者資格を有している者で、競争入札に参加しようとする業種を追加する場合		
	提 出 書 類	様式
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書<県外工事>	様式1
②	競争参加資格希望工種表 ※現在有効な認定業種を含め、今回新たに希望する業種を併せて記入すること。	様式 2-1
③	営業所一覧	様式 2-2
④	追加項目	様式3
⑤	審査対象期間に係る総合評定値通知書の写し ※申請時までには当該通知書の送付を受けていない者にあつては、申請済の経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目(社会性)、技術職員名簿及び経営状況分析結果通知書の写し。(審査行政庁の受付印があるもの)	
⑥	審査対象期間(令和5年(2023年)10月1日から令和6年(2024年)9月30日)を基準日とする経営事項審査において、社会保険等(健康保険、厚生年金保険又は雇用保険をいう。以下同じ。)のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和6年(2024年)11月30日までに当該保険に加入又は適用除外となった場合は、以下に掲げる書類 社会保険等の加入状況が確認できる書類 健康保険・厚生年金保険 以下の(ア)又は(イ)のいずれかの書類 (ア)保険料納付が確認できる書類(領収書又は納入証明書) ※指名願いの審査基準日(令和6年(2024年)9月30日をいう。以下同じ。)を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和6年(2024年)11月30日までに支払期限が到達している直近の保険料を納付したことを証するもの。	

	(イ) 建設国保等加入証明書（健康保険適用除外の場合） ※日本年金機構から健康保険被保険者適用除外の承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）に加入していることを証するもの。 雇用保険 以下の（ア）及び（イ）の書類 （ア）労働保険概算・確定保険料申告書 （イ）保険料納付が確認できる書類（領収書又は納入証明書） ※加入以降、令和6年（2024年）11月30日までに支払期限が到達している保険料を納付したことを証するもの。	
⑦	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し	
⑧	委任先がある場合にあつては、受付済の建設業許可申請書又は変更届出の「営業所一覧表」部分の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2（1）若しくは（2））（様式第22号の2（第二面））	
⑨	誓約書兼申請者等調書	様式4
⑩	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3（法人）、その3の2（個人事業主））（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑪	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式その6）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑫	本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	

特記事項

原則電子申請により提出すること。

- 4 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項（平成15年熊本県告示第221号）の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類（「(2)の⑫」を除く。）に不足がある場合のほか、社会保険等が未加入である者（その適用が除外されている者を除く。）及び次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
- ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
- イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所）に許可がない業種
- ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、令和7年（2025年）3月末までに文書で通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間
- 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 6 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。

- (2) 入札参加者資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
- なお、電子入札システムの利用者登録については、「くまもと県市町村電子入札システム」ホームページを確認すること。
- くまもと県市町村電子入札システムホームページ
U R L <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
電話 096-373-2032

- 7 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班 電 話 096-333-2485
F A X 096-381-5404

熊本県公告第756号

令和7年度（2025年度）において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

令和6年（2024年）11月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
次の方法によること。
原則電子申請のみ
※電子申請での御対応が難しい場合については、お問合せ下さい。
※電子申請システムURLは、12月末に県ホームページに掲載予定です。
- (2) 受付期間及び提出先
- ア 受付期間
令和7年（2025年）1月6日（月）から令和7年（2025年）1月24日（金）まで
- イ 提出先
熊本県土木部監理課建設業班
- 2 申請に係る審査対象期間
令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に決算日が属する事業年度。
ただし、新規設立法人で令和6年（2024年）10月1日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
- (1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
- ア 測量一般（測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）をいう。）
- イ 地図の調整（測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。）
- ウ 航空測量（航空機等を使用して空中から行う測量をいう。）
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
- ア 建築一般（建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- イ 意匠（建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
- ウ 構造（建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
- エ 暖冷房（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）
- ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）
- ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）
- コ 調査（①から⑨までに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）
- サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務

- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）
 イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）
 ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）
 白あり駆除関係業務

4 提出書類等

- (1) 新規申請の場合（令和6・7年度（2024・2025年度）入札参加者資格を有しない者）

	提 出 書 類	様 式
①	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ＜測量・建設コンサルタント等＞	様式1
②	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書別表	様式2
③	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式 3－1
④	営業所一覧表	様式 3－2
⑤	追加項目	様式4
⑥	委任先がある場合にあっては、年間委任状 ※見積り、入札、契約締結、代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
⑦	誓約書兼申請者等調査	様式5
⑧	登録証明書等の写し （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し （イ）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し （ウ）その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による不動産鑑定業者の登録がある者は、登録を証する書面の写し	
⑨	測量等実績調査	様式6
⑩	技術者経歴書	様式7
⑪	法人にあっては、商業登記の履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあっては、市町村発行の身分（身元）証明書の写し ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。	
⑫	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3（法人）、その3の2（個人事業主））（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	

⑬	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式その6）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑭	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿	

(2) 令和6・7年度（2024・2025年度）の入札参加者資格を有している者で、競争入札に参加しようとする業種を追加する場合

	提出書類	様式
①	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ＜測量・建設コンサルタント等＞	様式1
②	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書別表 ※現在有効な認定業種を含め、今回新たに申請する業種を併せて記入すること。	様式2
③	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式 3－1
④	営業所一覧表	様式 3－2
⑤	追加項目	様式4
⑥	誓約書兼申請者等調査	様式5
⑦	登録証明書等の写し ※新たに申請する業種に限る。 （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し （イ）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し （ウ）その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による不動産鑑定業者の登録がある者は、登録を証する書面の写し	
⑧	測量等実績調査書 ※新たに申請する業種に限る。	様式6
⑨	技術者経歴書	様式7
⑩	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3（法人）、その3の2（個人事業主））（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑪	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行	

	規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式その6） （写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑫	本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	

特記事項

- 原則電子申請により提出すること。
- 5 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類（「(2)の⑫」を除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
- ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前2か年において実績がない業種（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）
- イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務
- ウ 建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
- エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、令和7年（2025年）3月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
- 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 7 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する」という申請はできない。
- (2) 入札参加者資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
- (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
なお、電子入札システムの利用者登録については、「くまもと県市町村電子入札システム」ホームページを確認すること。
くまもと県市町村電子入札システムホームページ
URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
電話 096-373-2032
- 8 その他
- 申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先
- 〒862-8570
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班 電 話 096-333-2485
F A X 096-381-5404

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
令和6年11月29日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗 林 堅 一 郎

1 有明海自動車航送船事業の令和6年度上半期（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数166,055台、車両収入470,889,300円、同乗旅客数164,182人、同乗旅客収入69,921,990円、一般旅客数29,190人、一般旅客収入13,

670,090円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数521台(0.3%)の減、車両収入3,397,710円(0.7%)の増、同乗旅客1,098人(0.7%)の増、同乗旅客収入70,430円(0.1%)の減、一般旅客数3,105人(9.6%)の減、一般旅客収入1,407,620円(9.3%)の減となる。

(2) 職員数(令和6年9月30日現在)

一般職員 8人
船舶職員 11人
合 計 19人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 令和5年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

令和5年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類から5類へ移行したことから、経済社会活動が正常化され、国内経済を取り巻く環境は緩やかな回復基調が見られたが、円安による物価高が個人消費や企業の設備投資の再拡大を抑制する要因となっている。

組合の輸送実績においては、コロナ感染症がもたらした旅行形態やリモート会議の普及など社会変化の影響を受けつつも、関係機関と連携した関東関西方面への営業活動の再開や、期間限定特別割引をイベント開催時期に合わせ効果的に実施した結果、輸送台数はコロナ禍前の約9割の実績となった。

一方、費用については、原油価格の高騰や資材等の上昇が長期にわたり継続し、船舶や施設の維持管理費に影響を与えているが、優先度を踏まえた修繕及び物品の購入や、船舶による省エネ運航を実施することで費用の抑制を行った。

このような状況を鑑み、組合においては令和5年4月1日より平成18年4月以来17年ぶりの運賃改定を実施した。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 令和5年度決算報告書 | 別表3 |
| (2) 令和5年度損益計算書 | 別表4 |
| (3) 令和5年度貸借対照表 | 別表5 |
| (4) 令和5年度企業債及び一時借入金の概況 | 別表6 |
| (5) 令和5年度固定資産明細書 | 別表7 |

別表1

令和6年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
(1)	運航収入	504,146,883		
(2)	運航雑入	<u>3,120,901</u>	507,267,784	
2	営業費用			
(1)	一般管理費	2,394,625		
(2)	運航経費	349,015,382		
(3)	運航管理費	<u>133,388,753</u>	<u>484,798,760</u>	
	営業利益			22,469,024
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	15,627		
(2)	他会計補助金	40,809,563		
(3)	長期前受金戻入	55,485,500		
(4)	雑収入	<u>1,691,505</u>	98,002,195	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	0		
(2)	雑損失	0		
(3)	雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>98,002,195</u>
	経常利益			<u>120,471,219</u>
	当期純利益			120,471,219
	前年度繰越利益剰余金			<u>205,451,762</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>325,922,981</u>

別表2

令和6年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(令和6年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,536,019,655</u>	710,395,662	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	784,780,728		
減価償却累計額	<u>417,852,353</u>	366,928,375	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>217,082,421</u>	18,095,949	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,773,403		
減価償却累計額	<u>33,793,640</u>	5,979,763	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>	
有形固定資産合計			1,118,727,540
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,149,505,140
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,348,181,948	
(2) 未 収 金		3,547,990	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>33,158,307</u>	
流動資産合計			<u>2,384,888,245</u>
資 産 合 計			<u>3,534,393,385</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	203,761,372	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		207,505,225
4 流 動 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	27,280,000	
(2) 未 払 金	17,031,739	
(3) 預 り 金	42,168,141	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		87,479,880
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1,748,034,273	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,219,498,974</u>	
繰延収益合計		<u>528,535,299</u>
負 債 合 計		<u>823,520,404</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 利 益 積 立 金	150,000,000	
ハ 建設改良積立金	369,000,000	
ニ 当期末処分利益剰余金	<u>325,922,981</u>	
利益剰余金合計	<u>844,922,981</u>	
剰 余 金 合 計		<u>855,222,981</u>
資 本 合 計		<u>2,710,872,981</u>
負債資本合計		<u>3,534,393,385</u>

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第1項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	小 計	継続費通次繰 越額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計		
第1款 資本的支出	円 69,272,000	円 0	円 0	円 0	円 69,272,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,629,305	
第1項 建設改良費	40,000,000	0	0	0	40,000,000	0	0	0	0	1,629,305	(仮払消費税及 び地方消費税 3,488,245円)
第2項 長期借入金償還金	27,272,000	0	0	0	27,272,000	0	0	0	0	0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0	0	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額65,642,695円は、過年度分損益勘定留保資金62,154,450円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,488,245円で補填した。

別表4

令和5年度損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
(1)	運航収入	1,010,349,413		
(2)	運航雑入	<u>6,787,252</u>	1,017,136,665	
2	営業費用			
(1)	一般管理費	6,074,315		
(2)	運航経費	730,399,505		
(3)	運航管理費	<u>296,040,458</u>	<u>1,032,514,278</u>	
	営業損失			15,377,613
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	32,717		
(2)	他会計補助金	56,057,673		
(3)	長期前受金戻入	110,986,281		
(4)	雑収入	<u>4,991,593</u>	172,068,264	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	0		
(2)	雑損失	0		
(3)	雑支出	<u>5,106,153</u>	<u>5,106,153</u>	<u>166,962,111</u>
	経常利益			<u>151,584,498</u>
	当年度純利益			151,584,498
	前年度繰越利益剰余金			<u>53,867,264</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>205,451,762</u>

別表5

令和5年度貸借対照表
(令和6年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,465,964,158</u>	780,451,159	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	784,780,728		
減価償却累計額	<u>410,294,294</u>	374,486,434	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>216,462,078</u>	18,716,292	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,291,560		
減価償却累計額	<u>33,916,757</u>	5,374,803	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>	
有形固定資産合計			1,196,356,479
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投 資 合 計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,227,134,079
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,240,509,742	
(2) 未 収 金		9,598,362	
(3) 前 払 金		100,000	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>2,251,208,104</u>
資 産 合 計			<u>3,478,342,183</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	0	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	222,167,294	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		225,911,147
4 流 動 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	27,280,000	
(2) 未 払 金	32,633,232	
(3) 預 り 金	991,386	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	16,103,857	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		78,008,475
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1,748,034,273	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,164,013,474</u>	
繰延収益合計		<u>584,020,799</u>
負 債 合 計		<u>887,940,421</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 利 益 積 立 金	150,000,000	
ハ 建設改良積立金	369,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>205,451,762</u>	
利益剰余金合計	<u>724,451,762</u>	
剰 余 金 合 計		<u>734,751,762</u>
資 本 合 計		<u>2,590,401,762</u>
負債資本合計		<u>3,478,342,183</u>

別表6

令和5年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

単位：円

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 債 金	0	0	0	0
公 庫 債 金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

② 一時借入金

なし

別表7

令和5年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
船 舶	3,246,415,317	0	0	3,246,415,317	140,110,993	0	2,465,964,158	780,451,159	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141	
建 物	761,884,348	29,782,450	6,886,070	784,780,728	15,315,196	3,555,423	410,294,294	374,486,434	
構 築 物	235,178,370	0	0	235,178,370	1,425,726	0	216,462,078	18,716,292	
機械装置	1,293,000	0	0	1,293,000	0	0	1,228,350	64,650	
備 品	39,291,560	0	0	39,291,560	1,617,895	0	33,916,757	5,374,803	
建設仮勘定	0	5,100,000	0	5,100,000	0	0	0	5,100,000	
計	4,296,225,736	34,882,450	6,886,070	4,324,222,116	158,469,810	3,555,423	3,127,865,637	1,196,356,479	

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	0	
計	757,600	0	0	0	757,600	

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明フェリ－振興券	30,000,000	0	0	30,000,000	
島原観光ビューロー券	20,000	0	0	20,000	
計	30,020,000	0	0	30,020,000	

熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

令和6年(2024年)11月29日

熊本県明るい選挙推進協議会会長 伊 藤 洋 典

- 1 開催日時
令和6年(2024年)12月11日(水)午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ1階 テルサルーム
- 3 議事
 - (1) 令和6年度(2024年度)熊本県明るい選挙推進事業計画の進捗状況について
 - (2) 第50回衆議院議員総選挙の臨時啓発について
 - (3) 高校生の意識調査について
 - (4) 令和6年度(2024年度)選挙啓発作品(動画・4コマ漫画)コンクール最終審査
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班)
(電話096-333-2104(ダイヤルイン))